

# 定 款

## 株式会社ピーバンドットコム

### 第1章 総 則

#### (商号)

第1条 当会社は、株式会社ピーバンドットコムと称し、  
英文では、p-ban.com Corp. と表示する。

#### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の企画、開発、製作、販売および輸出入
  - (1) プリント基板
  - (2) 半導体
  - (3) 梱包材
  - (4) 電子部品・電子機器
  - (5) 産業用工作機械とその部品
2. 前号物品の保守、管理、賃貸借およびリース業
3. 第1号物品の企画、製作および販売に関する仲介業務
4. 広告、コマーシャルの企画、制作および販売業
5. 通信販売業務
6. 情報処理サービスおよび情報提供サービス業
7. コンピューター技能ノウハウ、コンピューターシステム技術、ソフトウェアの取得、企画、開発、販売および運用保守管理業務
8. 展示会、イベント等の企画、運営事業
9. 商品、役務の売買に関するオンライン市場の提供および運用保守管理業務
10. 前各号に係わる調査、研究およびコンサルタント業
11. 前各号に付帯または関連する一切の業務

#### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、18,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備

置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。  
2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了すべき時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、2年後の定時株主総会開催の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の委任)

第 24 条 当会社は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、その決議に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対し

て発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は年 1 期とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 39 条 当会社の剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 16 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条の定めるところによる。

附則

2012 年 6 月 12 日 全部改正

2015 年 6 月 17 日 改訂

2015 年 9 月 29 日 改訂

2016 年 6 月 28 日 改訂

2016 年 11 月 10 日 改訂

2018 年 6 月 28 日 改訂

2020 年 6 月 25 日 改訂